

令和8年第2回君津市議会定例会議案

令和8年6月8日

君 津 市

令和 8 年第 2 回君津市議会定例会付議議案目録

議案番号	件名	頁
議案第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	1
議案第 2 号	農業委員会委員の任命について	3
議案第 3 号	農業委員会委員の任命について	5
議案第 4 号	農業委員会委員の任命について	7
議案第 5 号	農業委員会委員の任命について	9
議案第 6 号	農業委員会委員の任命について	11
議案第 7 号	農業委員会委員の任命について	13
議案第 8 号	農業委員会委員の任命について	15
議案第 9 号	農業委員会委員の任命について	17
議案第 10 号	農業委員会委員の任命について	19
議案第 11 号	農業委員会委員の任命について	21
議案第 12 号	農業委員会委員の任命について	23
議案第 13 号	農業委員会委員の任命について	25
議案第 14 号	農業委員会委員の任命について	27
議案第 15 号	農業委員会委員の任命について	29
議案第 16 号	君津市久留里線代替交通基金条例の制定について	31
議案第 17 号	君津市税条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第 18 号	君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第 19 号	君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	47

議案番号	件名	頁
議案第20号	君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	57
議案第21号	君津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第22号	君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例の制定について	67
議案第23号	君津市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	71
議案第24号	君津市森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	75
議案第25号	市有財産賃貸借契約の債務不履行に伴う和解について	79
議案第26号	君津市税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	81
議案第27号	君津市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	91
議案第28号	君津市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	97
議案第29号	令和8年度君津市一般会計補正予算(第2号)	別冊
報告第1号	令和7年度君津市一般会計予算継続費繰越計算書について	105
報告第2号	令和7年度君津市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	109
報告第3号	令和7年度君津市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	115
報告第4号	君津市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について	119
報告第5号	市が出資又は債務を負担している法人の経営状況について	121

議案第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 君津市西坂田二丁目

氏 名 渡 邊 修（65 歳）

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 2 号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市宮下

氏 名 内 海 孝 夫（74 歳）

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 3 号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市上

氏 名 宮 本 雅 之（50 歳）

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 4 号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市練木

氏 名 水 野 徳 子（65 歳）

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 5 号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市大井戸

氏 名 朝 生 良 重（74 歳）

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 6 号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市糸川

氏 名 笹 本 幸 恵（62 歳）

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 7 号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市鎌滝

氏 名 宇 野 真 弘（46 歳）

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 8 号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市日渡根

氏 名 石和田 勉（59 歳）

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 9 号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市東栗倉

氏 名 重 田 弘 已（69 歳）

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第10号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市宿原

氏 名 小 泉 春 水（70歳）

令和8年6月8日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 1 1 号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市山本

氏 名 露 崎 賢 治（58 歳）

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 12 号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市戸崎

氏 名 重 田 忠 男（76 歳）

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 13 号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市久留里大和田

氏 名 青 山 芳 久（76 歳）

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 14 号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市平山

氏 名 鈴木 勝（73 歳）

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 15 号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市香木原

氏 名 唐 鎌 渡（72 歳）

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 16 号

君津市久留里線代替交通基金条例の制定について

君津市久留里線代替交通基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市久留里線代替交通基金を設置するため、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市久留里線代替交通基金条例

(設置)

第1条 本市は、久留里線（久留里・上総亀山間）の鉄道事業廃止により実施する代替交通に要する経費の財源に充てるため、君津市久留里線代替交通基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、この条例の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

君津市税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整備するため、君津市税条例（昭和 45 年君津市条例第 27 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市税条例の一部を改正する条例

君津市税条例(昭和45年君津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第24条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第28条第1項ただし書中「及び第29条の3第1項」を「並びに第29条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第29条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第29条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第48条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第29条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第69条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第3条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第4条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第4条の4中「又は附則第14条の3第1項」を「、附則第14条の2の2第1項又は附則第14条の3第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第6条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第

4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 」を加える。

附則第 12 条の 2 第 2 項中「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項 (第 2 項において準用する場合を含む。) の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号) 第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) 第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法 (平成 15 年法律第 77 号) 第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 14 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 14 条の 2 の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 18 条第 1 項及び第 2 項並びに第 21 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額 (以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。) に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額 (特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額 (次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 20 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) をいう。) の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 20 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 14 条の 2 の 2 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第 24 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、附則第 4 条第 1 項及び附則第 4

条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第14条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第28条第1項ただし書、第29条の2及び第29条の3の改正規定並びに附則第3条の改正規定及び附則第4条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第69条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第24条の2第2項の改正規定並びに附則第4条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第6条の2の改正規定及び附則第12条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第4条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第14条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の

日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の君津市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第29条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の君津市税条例第29条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の君津市税条例附則第4条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の

定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の君津市税条例附則第4条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第12条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第12条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第14条の2の2の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第69条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 18 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）の施行等に伴い、本市の基幹業務システムを同法に基づく標準準拠システムに移行するに当たり、固定資産税に係る証明書発行の事務取扱いを変更するため、君津市手数料徴収条例（平成 12 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。
別表第2の41の項中「土地」を「土地及び家屋」に改め、同表42の項中「家屋」を「償却資産」に改める。

別表第2備考1中「それぞれ」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

議案第 19 号

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年君津市条例第 21 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

第2条第6号の次に次の1号を加える

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」

を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同条第1号」と、」を「「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3

歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「第31条」を「第27条」に、「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に

改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「地域型保育給付費」の次に「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」」を加える。

第51条の見出しを削り、同条の前に次の見出しを付する。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就

学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「次条第3項」を「第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号」を「法第19条第3号」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・

保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（改正法附則第6条第3項の条例で定める日）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）第6条第3項の条例で

定める日は、本条例の公布の日の前日とする。

議案第 20 号

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年君津市条例第 22 号）及び君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和 6 年君津市条例第 18 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年君津市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は第12項第2号」を「若しくは第12項第2号」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。))」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつて

は、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第1項中「次項」の次に「、第4項及び第5項」を加え、同条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第1項中「次項」の次に「、第4項及び第5項」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合に

は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「、同条第4号中「次号」とあるのは「第32条において準用する第28条第5号」と」を削る。

第35条中「第6条の3第10項」を「法第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第1項中「次項」の次に「、第4項及び第5項」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第1項中「次項」の次に「、第4項及び第5項」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

(君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年君津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「含む。」の次に「次項において同じ。」を加え、「当分の間、君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定」を「令和10年3月31日までの間、君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。)第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。以下この項において同じ。)」に改め、「次項」の次に「及び第4項」を加える。

附則第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。以下この項において同じ。)は、適用しない。この場合において、令和6年改正前条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

(改正法附則第3条第4項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)第3条第4項の条例で定める日は、本条例の公布の日の前日とする。

議案第 21 号

君津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

君津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年君津市条例第 35 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

君津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年君津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し、同条、第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第16条第6号を次のように改める。

（6）利用定員

第16条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び利用」を「その他の利用」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「。以下「認定こども園法」という。」を削り、「事業に係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第26条後段を削る。

第 27 条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条の次に 1 条を加える改正規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

議案第 22 号

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

国保松丘診療所について、業務時間を見直すため、君津市国保診療所に関する条例（昭和 55 年君津市条例第 24 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例

君津市国保診療所に関する条例（昭和 55 年君津市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項の表国保松丘診療所の項を次のように改める。

国保松丘診療所	月曜日	午前 8 時 30 分から正午まで
	火曜日	午後 1 時から午後 5 時まで
	水曜日	午後 2 時から午後 5 時まで
	木曜日	午前 8 時 30 分から正午まで 午後 1 時から午後 7 時 30 分まで
	金曜日	午前 8 時 30 分から午後 2 時まで

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

君津市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市農業集落排水事業の設置等に関する条例（令和 5 年君津市条例第 31 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

君津市農業集落排水事業の設置等に関する条例（令和5年君津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 24 号

君津市森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

君津市森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市木のふるさと文化センターの開館時間、休館日及び使用料を見直すため、君津市
森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 8 年君津市条例第 2 号）の一部
を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例（平成8年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「午前9時から午後5時」を「午前10時から午後4時」に改める。

第8条第1号中「月曜日」の次に「、水曜日」を加え、「翌日」を「日以後においてその日に最も近い休日でない日」に改める。

別表中「211,680円」を「46,000円」に、「73,440円」を「15,000円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「370円」を「500円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 市外に住所を有する者又は市外に所在する団体が使用する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の5割増しとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

市有財産賃貸借契約の債務不履行に伴う和解について

市有財産賃貸借契約の債務不履行について、下記のとおり和解したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 債務不履行の状況

市有財産（旧蔵玉小学校、君津市蔵玉 1052）賃貸借契約の賃借人について、令和 7 年 1 月 18 日付けで破産手続開始が決定され、同年 12 月 5 日付けで本契約が解除されたが、本契約に係る賃料等債務及び原状回復義務等が履行されていない状況となっている。

2 和解の相手方 千葉県千葉市中央区中央 2 丁目 9 番 20 号

三利ビル 8 階 豊田・大杉総合法律事務所

破産者 特定非営利活動法人日本ティンバーフレーム協会

破産管財人 弁護士 大杉 洋平

3 和解の内容

(1) 君津市と相手方は、本契約が解除されたこと及び本物件が和解成立をもって破産者から君津市に明け渡されたことを相互に確認する。

(2) 相手方は、和解成立日に本物件に残置された破産者が所有するすべての動産に対して、その管理及び処分する権利を放棄し、君津市がこれを自由に使用、収益、処分することを認める。

(3) 君津市と相手方は、3(1)及び(2)の内容により、本契約に基づく双方の義務の履行が完了となること、及び今後互いに対して、何らの金銭等の請求をしないことを相互に確認する。

(4) 君津市と相手方は、本契約に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 26 号

君津市税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の公布に伴い、君津市税条例（昭和 45 年君津市条例第 27 号）の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条例の一部を改正する条例を令和 8 年 3 月 31 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第2号

君津市税条例の一部を改正する条例

君津市条例第 15 号

君津市税条例の一部を改正する条例

君津市税条例（昭和 45 年君津市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 10 条中「、第 87 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 87 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 18 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 86 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 86 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 87 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 87 条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 87 条の 3 から第 87 条の 8 までを削る。

第 88 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 89 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 91 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 92 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改める。

第 93 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 94 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第95条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第96条第2項中「第86条第3項ただし書」を「第86条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第4条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第4条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第4条の3の2第1項」を「附則第4条の3第1項」に改め、同条を附則第4条の3とする。

附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「、附則第4条の3の2第1項」を「、附則第4条の3第1項」に改める。

附則第5条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第4条の3の2第1項」を削る。

附則第7条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附

則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第7条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第10条の11から第10条の15までを削る。

附則第11条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第11条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第11条の3第3項第2号、第11条の4第3項第2号及び第12条第3項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第12条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第13条第5項第2号、第14条第2項第2号及び第14条の3第2項第2号中「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改める。

附則第14条の4第2項第2号及び第5項第2号、第14条の5第2項第2号及び第5項第2号中「、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項」を「及び第4条の3第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の君津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（君津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 君津市税条例等の一部を改正する条例（平成26年君津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

議案第 27 号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石井 宏子

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の公布に伴い、君津市都市計画税条例（昭和 46 年君津市条例第 3 号）の一部を改正する必要性が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条例の一部を改正する条例を令和 8 年 3 月 31 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第3号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市条例第16号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市都市計画税条例（昭和46年君津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第18項（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第19項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第20項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第21項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第22項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第23項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第23項を第24項とし、第22項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

23 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の君津市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 28 号

君津市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 83 号）等の公布に伴い、君津市国民健康保険税条例（昭和 46 年君津市条例第 72 号）及び君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 8 年君津市条例第 8 号）の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、君津市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を令和 8 年 3 月 31 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第4号

君津市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

君津市条例第 17 号

君津市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(君津市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 君津市国民健康保険税条例（昭和 46 年君津市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「66 万円」を「67 万円」に改める。

第 22 条第 1 項各号列記以外の部分中「66 万円」を「67 万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17 万円）」の次に「並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円）」を加え、同項第 1 号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について
1,260 円

カ 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）
1 人について 70 円

第 22 条第 1 項第 2 号中「30 万 5 千円」を「31 万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について
900 円

カ 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）
1 人について 50 円

第 22 条第 1 項第 3 号中「56 万円」を「57 万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について

360円

カ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 20円

第22条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号オに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 前項第2号オに規定する金額を減額した世帯 450円

ウ 前項第3号オに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第22条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した当該年度の所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の3の規定により算定した当該年度の被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の4の規定により算定した当該年度の18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額する場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条に次の1項を加える。

4 当該年度において、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する

日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

（君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年君津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に1項を加える改正規定を次のように改める。

第2条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の君津市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 1 号

令和 7 年度君津市一般会計予算継続費繰越計算書について

令和 7 年度君津市一般会計予算継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

令和7年度君津市一般会計予算継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	国県支出金	特定財源 地方債	その他
10	教育費	2 小学校費	396,029,000	249,498,000	0	249,498,000	162,690,000	86,808,000	86,808,000	21,708,000	0	65,100,000	0

報告第 2 号

令和 7 年度君津市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和 7 年度君津市一般会計予算繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	財源		
							特定 地方債	その他	
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	2,943,000	2,943,000	0	2,942,000	0	0	1,000
3	民生費	1 社会福祉費 児童発達支援センター施設整備費補助負担金	59,372,000	59,372,000	0	0	47,400,000	0	11,972,000
3	民生費	2 児童福祉費 物価高対応子育て応援手当支給事業	3,465,000	3,465,000	0	465,000	0	0	3,000,000
4	衛生費	1 保健衛生費 きみさらず聖苑整備運営事業負担金	486,000	486,000	0	0	0	0	486,000
6	農林水産業費	1 農業費 小規模土地改良事業補助金	600,000	600,000	0	0	0	0	600,000
6	農林水産業費	2 林業費 小規模治山緊急整備事業	4,851,000	4,300,000	0	1,598,000	0	0	2,702,000
8	土木費	2 道路橋梁費 道路新設改良工事 貞元、休場線道路改良（貞元地先）	1,500,000	328,000	0	0	0	0	328,000
8	土木費	2 道路橋梁費 道路新設改良工事 4号幹線歩道整備（宮下～大山野地先）	2,200,000	2,200,000	0	1,100,000	800,000	0	300,000
8	土木費	2 道路橋梁費 歩道整備事業 8号環線（大山野～小山野地先）	8,355,000	6,551,000	0	3,041,000	2,200,000	0	1,310,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内				一般財源		
					既収入 特定財源	未収入				財源 その他	
						国県支出金	特定 地方債	財源			
8	土木費	2	道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	109,000,000	108,604,000	0	50,885,000	37,400,000	0	20,319,000
9	消防費	1	消防費	消防庁舎等管理費	1,056,000	1,056,000	0	0	0	0	1,056,000
9	消防費	1	消防費	消防水利整備事業	37,510,000	37,510,000	0	0	36,400,000	0	1,110,000
10	教育費	4	社会教育費	公民館等再整備事業	221,320,000	133,320,000	0	0	119,900,000	0	13,420,000
11	災害復 旧費	1	農林水産業 施設災害復 旧費	農業施設災害復旧事業	21,000,000	7,000,000	0	0	3,200,000	0	3,800,000
11	災害復 旧費	1	農林水産業 施設災害復 旧費	林業施設災害復旧事業	6,000,000	3,670,000	0	0	2,300,000	0	1,370,000
11	災害復 旧費	2	土木施設災 害復旧費	公園施設災害復旧事業	5,000,000	4,763,000	0	0	0	0	4,763,000

報告第 3 号

令和 7 年度君津市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

令和 7 年度君津市一般会計予算事故繰越しに係る歳出予算は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

令和7年度君津市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌年 繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国県支出金	地方債		
8	土木費	道路新設改良工事 4号幹線歩道整備(宮 下～大山野地先)	29,950,100	7,896,000	22,054,100	0	22,054,100	0	10,898,000	8,000,000	3,156,100	4号幹線の歩道整備に要する経費 (理由)本事業施工現場の近隣で 吹付法面の崩落があり、被災箇所 の応急対策を優先し、本事業を一 時中断することになり、不測の日 数を要したため。 <進捗状況>令和8年6月完了予 定
8	土木費	道路橋梁費 橋梁長寿命化事業	166,666,500	47,575,000	119,091,500	0	119,091,500	39,500,000	60,094,550	4,600,000	14,896,950	浜大津橋の橋梁整備に要する経費 (理由)上部工架替工事(架設 工)において、工法の見直し等で 不測の日数を要したため。 <進捗状況>令和8年4月完了

報告第 4 号

君津市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について

君津市新型インフルエンザ等対策行動計画を変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条第 8 項の規定において準用する同条第 6 項の規定により別冊のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

報告第 5 号

市が出資又は債務を負担している法人の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、市が出資又は債務を負担している法人の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子